

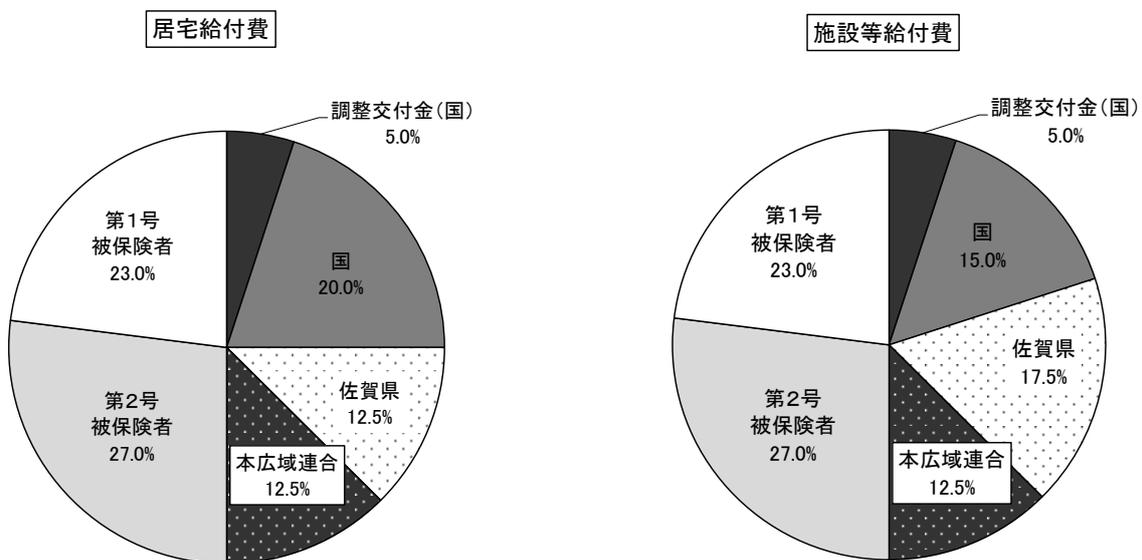
第 8 期介護保険料の算定について

I 保険料算出の流れ ・ ・ ・ 素案の P 9 6、9 7

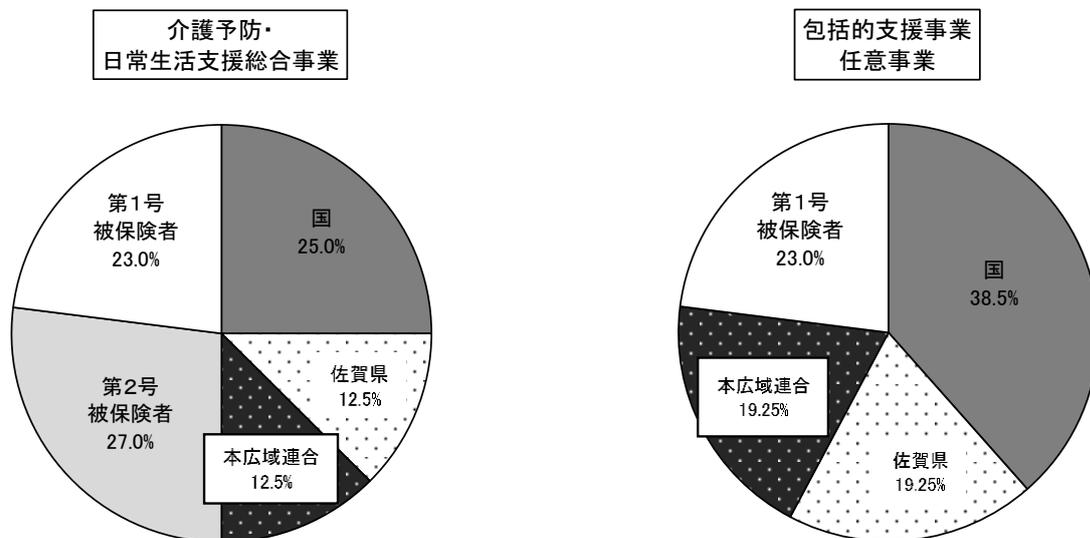
第 3 節 第 1 号被保険者の保険料の算定

介護保険の財源は、第 1 号被保険者の保険料のほか、第 2 号被保険者の保険料、国・県・保険者の負担金、国の調整交付金によって構成されます。第 1 号被保険者の負担割合は、第 8 期計画では、第 7 期計画と同様、23.0%になりました。

■ 保険給付費



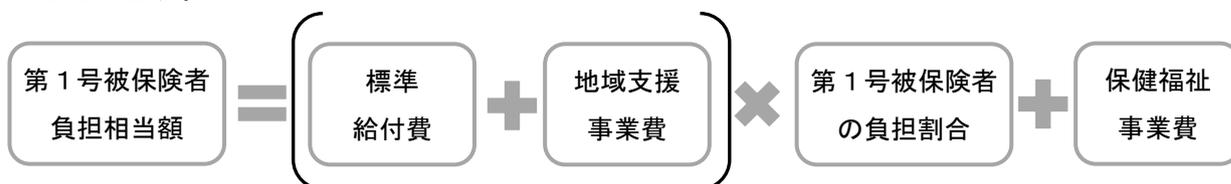
■ 地域支援事業費



(1) 介護保険料算出の流れ

① 第1号被保険者負担相当額

第8期計画における第1号被保険者負担相当額は、標準給付費と地域支援事業費の合計金額の23.0%で算出します。なお、保健福祉事業は、全額が第1号被保険者負担相当額となります。



② 調整交付金

調整交付金は、第1号被保険者の後期高齢者の割合や所得段階別割合による保険者間の格差を調整するために国から交付されます。第8期では、交付割合を5.10～5.61%と見込みます。

③ 介護給付費準備基金の取り崩し

介護給付費準備基金とは、各計画期間における保険料の余剰分を積み立て、本計画及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金です。第8期でも基金取り崩しを見込みます。

④ 保険料収納必要額の算出

以上をもとに、保険料収納必要額を算出します。



⑤ 予定保険料収納率の算出

第8期計画期間における収納率は、実績から、98.0%と見込みます。

⑥ 第1号被保険者数の補正

第1号被保険者の数を保険料の負担額に応じて補正します。

⑦ 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

予定保険料収納率を反映した保険料収納必要額を補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額を算出します。

Ⅱ 第7期の介護保険料 ・ ・ ・ 第3回策定委員会資料4のP26

保険料 段階	対象者	第7期		
		賦課割合	月額保険料 (円)	年間保険料 (円)
第1段階	・生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税 ・世帯全員非課税で「所得※」が80万円以下の方	0.5 (0.3)	2,980 (1,788)	35,760 (21,456)
第2段階	世帯全員非課税で「所得※」が120万円以下の方	0.75 (0.5)	4,470 (2,980)	53,640 (35,760)
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く方	0.75 (0.7)	4,470 (4,172)	53,640 (50,064)
第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で 「所得※」が80万円以下の方	0.9	5,364	64,368
第5段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で上 記を除く方	1.0	5,960	71,520
第6段階	本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.2	7,152	85,824
第7段階	本人課税で合計所得金額が120万円以上200 万円未満の方	1.3	7,748	92,976
第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300 万円未満の方	1.5	8,940	107,280
第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400 万円未満の方	1.7	10,132	121,584
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上600 万円未満の方	1.9	11,324	135,888
第11段階	本人課税で合計所得金額が600万円以上の方	2.1	12,516	150,192

※()内は消費税引き上げに伴う低所得者の保険料軽減後の値

Ⅲ 第1号被保険者の保険料基準額

(1) 第7期計画値

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
標準給付費見込額 +地域支援事業費	30,995,094,382	31,831,457,990	33,362,238,621	96,188,790,993
標準給付費見込額	28,740,546,382	29,544,757,990	31,050,326,621	89,335,630,993
地域支援事業費	2,254,548,000	2,286,700,000	2,311,912,000	6,853,160,000
第1号被保険者数(人)	96,154	97,407	98,660	292,221

(2) 第8期計画値(素案)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額 +地域支援事業費	32,041,848,233	33,061,114,774	33,920,958,516	99,023,921,523
標準給付費見込額	30,009,191,233	30,683,662,774	31,511,665,516	92,204,519,523
地域支援事業費	2,032,657,000	2,377,452,000	2,409,293,000	6,819,402,000
第1号被保険者数(人)	99,655	100,302	100,946	300,903

IV 第8期の保険料の検討

第7期の保険料基準額5,960円（基金投入前の保険料基準額は6,297円）積算時の状況と比較し、これを押し上げる要因なのか、押し下げる要因なのかを分析

1 制度的な積算方法変更に伴う影響

(1) 第1号被保険者の負担率

23%で、第7期からの変更はなし。

（参考：第5期21%、第6期22%）

(2) 所得段階第7～第9段階の基準額の改正

ア 改正内容

所得段階	基準所得金額	
	新	旧
第7段階	120万円以上210万円未満	120万円以上200万円未満
第8段階	210万円以上320万円未満	200万円以上300万円未満
第9段階	320万円以上	300万円以上

イ 第8期保険料への影響

保険料の年間調定額が約2,100万円減少するため、保険料基準額を押し上げる影響がある。

しかし、年間約70億円の保険料調定額の0.3%であるため、影響は小さい。

ウ 改正への対応

基本的には、国の改正に合わせる変更を行う。

この場合、第9段階の所得幅が減少し、バランスが悪くなるため、各所得段階の被保険者の人数等を勘案し、第9段階から第11段階の所得幅を検討する。

(3) 調整交付金の算定方法の改正

ア 改正内容

各保険者の高齢化の状況を勘案し交付率が定められる国からの交付金。

「後期高齢者加入割合」の算定方式を細分化し、要介護認定率による調整に加えて、「被保険者一人当たりの給付費」による調整を加える。

イ 第8期保険料への影響

第7期の本広域連合への交付率（3年間平均）は5.63%で、第8期の交付率（3年間平均）は5.35%と見込まれる。第8期では約0.28ポイント減少するため、保険料基準額を押し上げる影響がある。

2 第8期の高齢者、給付費等の推計値による影響

(1) 第8期の推計値と第7期の計画値との比較

ア 高齢者（第1号被保険者）

3年間合計の比較で、第7期（292,221人）から第8期（300,903人）は2.97%の伸び

（参考：第6期から第7期は4.58%の伸び）

イ 給付費、地域支援事業費等（第1号被保険者の負担率：23%）

※報酬改定の改定率が未定のため、現状での推計値

（参考：第6期から第7期の平均改定率0.54%）

3年間合計の比較で、第7期（96,188,790,993円）から第8期（99,023,921,523円）は2.95%の伸び

（参考：第6期から第7期は9.72%の伸び）

ウ 保健福祉事業費（第1号被保険者の負担率：100%）

第8期から新設し、3年間で、約5,500万円の事業費

(2) 第8期保険料への影響

事業費の伸び率と高齢者人口の伸び率は同程度で、保険料基準額への影響はほぼない。保健福祉事業費は第1号被保険者の負担率が100%で新たに創設された事業のため保険料基準額を押し上げる影響がある。

3 検討が必要な算定要素

(1) 保険料予定収納率（第1期から第7期事業計画までの予定収納率は98%）

ア 第7期の収納率の実績

平成29年度 98.84%

平成30年度 98.99%

令和元年度 99.08%

イ 予定収納率の保険料基準額への影響

保険料予定収納率を第7期の98%から引き上げると、保険料基準額を押し下げる影響がある。

ウ 保険料収納額への社会的影響

新型コロナウイルスによって所得が減少する方が出てきており、保険料所得段階の低い段階に位置する人が増加すれば、保険料調定額が減少する恐れがある。

(2) 保険料所得段階多段階化の検討

ア 現在（第7期）の状況

国が定める標準段階は9段階であるが、第6期から11段階とし、低所得者へ

の軽減対策を図っている。

イ 保険料多段階化の影響

標準段階の第9段階にした場合は、保険料基準額は上がり、更なる多段階化をした場合は、保険料基準額は減少する。

ウ 更なる多段階化の検討

これまでの1、2の検討の中で、第8期においては、第7期から保険料を上昇させる要因が小さいため、被保険者の保険料負担が大きく上昇する状況ではなく、更なる多段階化の必要性は低い。

(3) 給付費基金の取り崩し額の検討

給付費基金については、各期の保険料算定の際に保険料上昇を抑制するために取り崩している。第8期においても同様に取り崩しを予定しており、取り崩し額については今後検討を行う。